

安芸市監査委員告示第3号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和元年8月9日

安芸市監査委員 福 島 文 明

安芸市監査委員 長 野 弘 昌

監査結果に基づく措置の内容

課名	指摘事項等	措置の内容
市民課	国民健康保険事業に係る第三者求償債権で、債務者破産免責により、調定額を減額して債権が消滅した形になっています。しかし、免責債権は、破産法 253 条により請求できないものの、支払いがあれば収納することとなる自然債務として残ります。つまり、調定したうえ、地方自治法 96 条に従い債権放棄するための議決を得て、不納欠損処理する必要があります。 この件は、求償事務そのものを高知県国保連合会に委託していたため、連合会任せで十分に理解せず、前例踏襲の事務を執っていたことが誤りの主因でした。調定変更にあたっては、自己破産により求償終了との記述だけで決裁していますが、理由のない誤った決定であることに加えて、記述を証する書類の添付もありませんから、おざなりな事務がうかがえます。本来は、破産手続き開始時に、債権保全（自治令 171 の 4 ②）を検討のうえ、未到来納期分も繰り上げて調定、請求（民法 137①）し、免責決定時に債権放棄を議会に提案すべきでした。	平成 31 年 3 月 19 日、議会で債権放棄の議案が可決 平成 31 年 4 月 1 日、債権放棄する旨を債務者に通知 平成 31 年 4 月 2 日、債務者に通知到達（債権放棄の効力発生） 平成 31 年 4 月 12 日、不納欠損処理